

# NEWS RELEASE



国土交通省

## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 鉄道部 監理課

(担当) 村上、舟木

(電話) 06-6949-6439

令和8年10月8日

## 嵯峨野観光鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限設定認可について

嵯峨野観光鉄道株式会社より令和8年9月4日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限設定認可申請について、本日（令和8年10月8日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。

### 1. 申請者

申請者名：嵯峨野観光鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 三戸 尉行

所在地：京都府京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

### 2. 申請の概要

嵯峨野観光線（トロッコ嵯峨～トロッコ亀岡） 7.3km

普通旅客運賃（均一制）880円

※従前と金額に変更はありません

### 3. 申請理由

- 申請者は令和3年当時、新型コロナウイルス感染症により収支改善の見通しが立たない状況であったことから安定的な輸送環境維持のため、上限運賃変更認可申請を行った。
- 認可は輸送人員の予測が困難なことから、令和9年3月31日までを期限として令和4年4月に運賃改定を実施した。
- 申請者はPCまくらぎ化、落石対策などの安全投資に加え、快適性を向上させるべく新車や駅等への設備投資も行い、安全・安心な運行のため現行運賃の維持を必要とする。
- 今後も安全・安心な輸送を維持し観光インフラとして地域・社会に貢献することを目的として申請するもの。

4. 収入原価総括表

(単位：千円、%)

|      | 令和7年度   | 令和9～11年度推定 |
|------|---------|------------|
|      | 実績      | 申請         |
| 収入   | 961,240 | 4,305,101  |
| 原価   | 859,952 | 4,585,217  |
| 差引損益 | 86,803  | ▲353,453   |
| 収支率  | 109.9   | 92.4       |

5. 実施予定日：令和9年4月1日

〈参考〉

- 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条
  - 1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3～9 （略）

配付先  
青灯クラブ  
近畿電鉄記者クラブ